

本号に掲載している情報に関して、今後、内容を変更する場合があります。最新の情報に関しては市HP(右のQRコードからもアクセス可)をご覧ください。各担当課へお問い合わせください。



発行/国分寺市 編集/政策部市政戦略室 〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1-6-1 ☎(042)325-0111 FAX(042)325-1380  
市公式ホームページ(市HP)、市公式ツイッター、市公式フェイスブック、市モバイルサイトは、国分寺市 で検索 市長へのファクス☎(042)324-0906

特別定額給付金の

6/1~8/31

郵送申請  
受付開始

特別定額給付金(10万円給付)の申請書を5月25日に発送しました。給付金を受け取るためには期間内に申請を行う必要があります。忘れずに申請を行ってください。

お問い合わせはコールセンター  
☎(042)325-9511へ

受付時間	~6/21	月~金曜日 8:30~20:00 土・日曜日 8:30~17:00
	6/22~8/31	月~金曜日 8:30~17:00 (祝日除く)

特別定額給付金の概要

特別定額給付金とは

新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ、国が市民の皆さんの家計への支援を行うことを目的として給付するものです

給付額

一人につき100,000円  
(世帯員の分を世帯主の方にまとめて給付します)

給付の対象となる方

基準日である4月27日現在  
国分寺市に住居登録があった方

詳しくは市HPをご覧ください



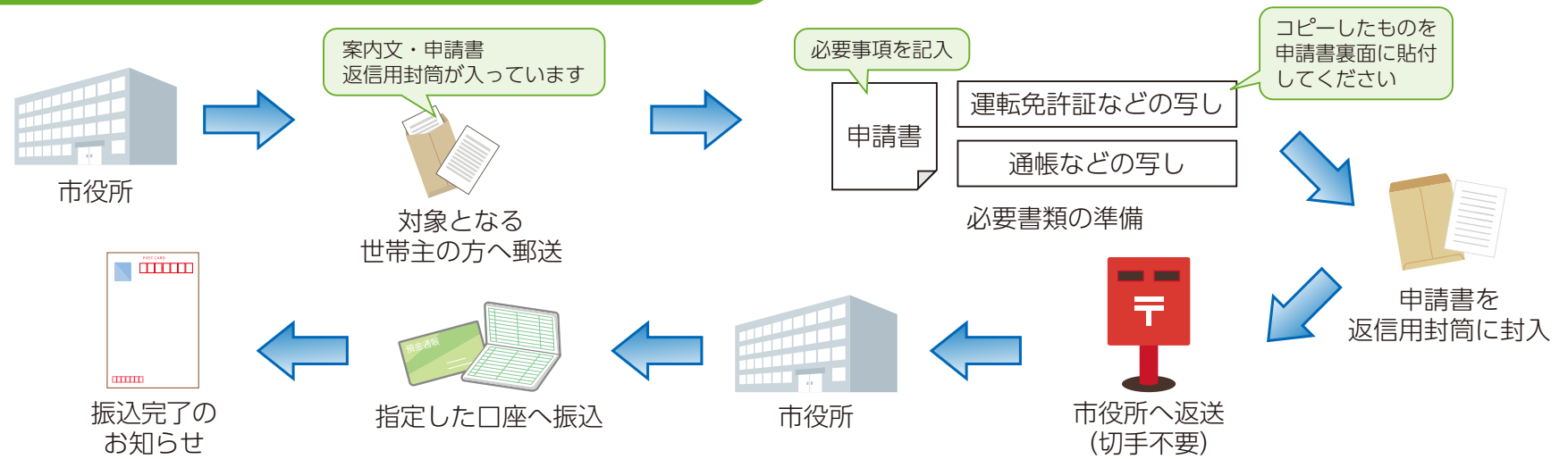
郵送申請受付期間

6月1日(月)~8月31日(月)

- 申請期間を過ぎると給付を辞退したものとみなし給付できません
- 申請受付から振り込みまで2週間程度かかります(申請が集中した場合は、さらに日数がかかることもありますのでご了承ください)
- 記載内容に不備があった場合はさらに日数がかかりますので、内容を十分に確認してください

- 申請や給付は原則窓口では行いません。給付については金融機関口座が無いなど、真にやむを得ない事情がある場合に限り窓口で行うことがあります。
- オンライン申請による受付は5月26日から停止しています。5月25日までに受付したもので申請内容に誤りがないものは順次給付を行います。

郵送申請手続きの流れ



給付(振込)の時期

郵送申請を行った方は**6月上旬頃**の給付開始を予定しています  
オンライン申請を行った方への給付は5月中旬から順次行っています

受給した給付金は地域活性化のためにもぜひ市内でご活用ください。また、寄附も受け付けています。(詳細は5ページ)

給付金に便乗した詐欺に注意

- 市では下記のようなお願いをすることはありません
- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振り込みを求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

**怪しい!!** と思ったら 小金井警察署☎(042)381-0110 警察相談専用電話 #9110 へ

外国人のみなさまへ For foreign residents 外国朋友们

特別定額給付金の申請書(申し込むための紙)の書き方を市のホームページで見ることができます。  
(やさしい日本語、英語、中国語、韓国語)

Information on how to fill out the application form for the Special Cash Payment is available on Kokubunji City Website.  
(Easy Japanese, English, Chinese and Korean)

特別定額補助金の申請書の書式、可以在国分寺的官网确认。



暮らし 無料相談

# 都営住宅入居者募集

対 家族向・単身者向（抽選方式）  
申 6月26日（金）までに郵送（必着）で※詳しくは募集案内をご覧ください

## 申込書・募集案内配布

6月8日（月）～23日（火）（土・日曜日を除く）に①市民課（市役所第1庁舎）②cocobunji市民サービスコーナー（cocobunji WEST5階）③国立駅前市民サービスコーナー（国立駅前にたち・こくぶんじ市民プラザ内）④都庁⑤各市区町村役場⑥都住宅供給公社都営住宅募集センター・各窓口センターで※①＝13日（土）午前9時～正午②21日（日）午前8時30分～午後5時も配布。配布期間中は都住宅供給公社HP<https://www.to-kousya.or.jp/>からダウンロード可

問 都住宅供給公社都営住宅募集センター（土・日曜日を除く）**申し込み期間中**＝☎(0570)010-810・**申し込み期間以外**＝☎(03)3498-8894

→市民課（内306）

コンビニエンスストアでの  
証明書交付の停止

メンテナンスのため、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付サービスを停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

停止期間全証明書 6月5日（金）午後1時～11時・税証明のみ 8日（月）午後6時～11時

↓市民課（内338）／課税課（内324）／納税課（内551）

原子爆弾で被爆された方へ  
見舞金を支給

対 6月1日（月）現在、被爆者健康手帳をお持ちで、市の住民基本台帳に記録されている方  
見舞金額1万3千円

申 6月1日（月）～8日（月）に郵送（必着）で〒185-8501地域共生推進課へ  
↓地域共生推進課（内348）

## 今月の介護認定（更新・申請）

対象	認定有効期間 7月31日（金）までの方
更新申請	6月2日（火）～
新規申請 区分変更	随時受け付け

※認定有効期間が6月30日（火）までの方は、早めに手続きをしてください

手続き 郵送されている申請書を記入のうえ、郵送または申請窓口へ  
申請窓口 高齢福祉課（いずみプラザ）、高齢福祉課窓口（市役所第2庁舎）、地域包括支援センターもとまち・こいがくぼ・ほんだ・ひかり・ひよし・なみき

→高齢福祉課☎(042)321-1301

## 後期高齢者医療制度 ジエネリック医薬品 差額通知を郵送

現在処方されている薬をジエネリック医薬品へ切り替えられた場合、自己負担額がどれくらい軽減できるかが分かるジエネリック医薬品差額通知を、6月下旬に郵送します。医師・薬剤師と相談のうえ、ジエネリック医薬品の使用をご検討ください。

令和元年に差額通知をお送りした方がジエネリック医薬品に切り替えたことで、1人当たり1か月2千131円の保険料の軽減

## 今月の市税

税目	納期限
市・都民税（第1期）	6月30日（火）
国民健康保険税（随時納付）	

お近くの金融機関などで納付をお願いします（ゆうちょ銀行（郵便局）では納期限後は納付できません）／市税を納付いただくときは、税目・期別を確認してください／市税の納付は、便利な口座振替をご利用ください／バーコード・確認番号などが付いている納付書はコンビニエンスストア・モバイルレジ・クレジットカード（インターネット利用）でも納付いただけます（納期限まで）。詳しい納付方法はお問い合わせください

### ■休日納税窓口

市税のほか、納期限内のもので納付書をお持ちいただいたものに限り、負担金・使用料等も納付できます。また、納税相談もできます。

日時	6月28日（日） 午前8時30分～午後5時
場所	納税課（市役所第1庁舎）

→納税課（内553）

## 今月の保険料

今月は次の保険料の納期です。  
介護保険料（過年度分）  
後期高齢者医療保険料（過年度分）

納期限 6月30日（火）

対 本市に転入してきた方、所得に変更があり保険料が増額した方など

保険料名	介護保険料	後期高齢者医療保険料
問い合わせ	高齢福祉課（いずみプラザ内） ☎(042)321-1301	保険年金課（市役所第1庁舎） （内319）

※6月中旬に納付書を郵送。年金引きの方は6月15日（月）に天引き

## 教育長に

# 古屋真宏氏が再任

5月25日に教育長任期が満了し、古屋真宏氏が再任されました。2月21日の市議会で同意され、教育長に任命されました。今回で2期目となり、任期は5月26日～令和5年5月25日です。

再任にあたり、自治基本条例の理念に基づき、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しました。



古屋真宏氏

→教育総務課☎(042)574-4040

## 後期高齢者医療制度 交通事故などの治療で 保険診療を受けられます

交通事故など第三者から受けたけがなどの治療費は、原則と

して加害者が過失割合に応じて負担すべきですが、届け出ることで保険診療を受けられます。事故（自損事故含む）に遭って治療を受ける場合は、速やかに保険年金課へ連絡してください。連絡後、届け出に必要な書類（被害届など）を郵送しますので、記入のうえ事故日から30日以内に提出してください。

注 交通事故の場合、警察の事故証明書が必要になります。医療機関には事故（自損事故含む）による受診であることを申し出てください

↓保険年金課（内319）

## 6月の休日窓口・個人番号カード休日交付窓口

場所	市民課（市役所第1庁舎）	保険年金課（同庁舎）
内容	証明発行、印鑑登録、転入・転出手続き、個人番号カード交付	国民健康保険・国民年金に関する手続き（一部）
日時	13日（土）午前9時～正午	

※第1・3日曜日午前8時30分～午後5時に、cocobunji市民サービスコーナー（cocobunji WEST5階）で証明発行、一部の申請書の預かりなどを行っています  
※詳しくはお問い合わせください。市HPからも確認できます  
→市民課（内311）／保険年金課（内314）／cocobunji市民サービスコーナー☎(042)329-4121

## 6月の無料相談

(\*)印は予約制

内容	日程	時間	会場	問い合わせ
法律相談(*)	中止※急ぎの方はお問い合わせください			
税務相談(*)	10日（水）	午後1時30分～4時30分	※電話相談のみ	政策法務課 市民相談室 （内222）
登記相談(*)	1日（月）			
不動産・空き家等相談(*)	中止			
行政苦情相談(*)	中止			
遺言・相続などの書類作成相談(*)	15日（月）	午後1時30分～4時30分	※電話相談のみ	経済課 消費生活相談室 （内224）
年金・労災・雇用保険・労務相談(*)	中止			
マンション管理相談(*)	25日（木）	午後1時30分～4時30分	※電話相談のみ	「電話相談」専用電話（随時） ☎(042)573-4375 教育相談室（面談予約電話） ☎(042)573-4376 ※電話相談のみ
交通事故相談(*)	4日（木）	午後1時30分～4時		
消費生活相談	月～金曜日	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	※電話相談のみ	
教育相談・就学相談	火～土曜日	午前10時～午後5時 （木曜日の5時～7時は当面の間中止）		

注 当面の間、一部の相談を中止または対面から電話相談のみとしています。詳しくは問い合わせ先へ

内容	日程	時間	会場	問い合わせ
身近な人権相談(*)	中止※法務省の電話相談をご利用ください（3ページ参照）			
女性法律相談(*)	中止※急ぎの方はお問い合わせください			
女性のためのカウンセリング(*)	9日・23日（火）	午後1時30分～4時30分		人権平和課 相談専用電話 ☎(042)573-4342
女性の悩みごと相談（女性への暴力など）	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～5時（受付＝4時まで）	※電話相談のみ	
犯罪被害者等支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時（受付＝4時まで）	※電話相談のみ	生活福祉課（内533）
母子父子・女性福祉相談(*)				
心の健康相談(*)	11日（木）	午後1時30分～4時30分	いずみプラザ	障害福祉課（内532）
オンズパーソンへの面談による申立日(*)	火曜日	午前9時～正午	オンズパーソン相談室（市役所第4庁舎）	オンズパーソン事務局（内559）
高齢者就業相談 対 おおむね60歳以上	月～金曜日	午前9時～午後4時30分	福祉センター ※原則電話相談のみ	シルバー人材センター ☎(042)325-4011
ふくし法律相談(*)	25日（木）	午後1時30分～4時30分		権利擁護センターこくぶんじ ☎(042)580-0570 ※原則電話相談のみ
成年後見専門相談(*)	11日（木）			
福祉サービス総合相談	月～金曜日	午前9時～午後5時		

放射線等測定結果 4月1日～30日に、市施設等の放射線等測定を行いました。いずれも各基準値以下でした。詳しくは、市HPをご覧ください

市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）の受付となります。



税 教育 農業

# 市民税・都民税 (住民税)の申告はお済みですか

納税通知書等が届いた方で、市民税・都民税（住民税）の申告がお済みでない方は、所得控除の申告をすると税額が下がる場合があります。なお、税務署へ確定申告書を提出済みの場合は、市民税・都民税の申告は不要です。申告がお済みの方でも、所得控除の追加などがある場合は、最長過去5年間さかのぼって税額を減額する申告ができる場合があります。

### 所得控除の種類

雑損／医療費／社会保険料（健康保険・国民年金・介護保険など）／生命保険料／地震保険料／寡婦・寡夫／勤労学生／障害者／配偶者／配偶者特別／扶養

問所得税を減額する手続き＝立川税務署☎(042)523-1181

各種控除の適用条件など＝課税課

→課税課(内569)

令和2年度市民税・都民税納税通知書・公的年金特別徴収税額決定通知書を発送

令和2年度市民税・都民税が課税になる方へ、市民税・都民税の普通徴収（個人払い）の納税通知書を6月9日(火)に発送します。これに伴い、市民税・都民税の課税（非課税）証明書も6月9日から発行できます。

また、市民税・都民税が公的年金から特別徴収（天引き）される方で、普通徴収で納める税額がない方には、公的年金特別徴収税額決定通知書を発送します。この通知書は年金から特別徴収（天引き）をする金額を示したもので、窓口などで納付する必要はありません。

なお、市民税・都民税がすべて給与からの特別徴収（天引き）となる方は、勤務先へ税額決定通知書を郵送した5月14日から、市民税・都民税の課税（非課税）証明書が発行できます。

※所得税の確定申告書の提出期限延長に伴い、3月16日以降に確定申告書を提出された方は、市民税・都民税の課税計算が間に合わず、確定申告書の内容が通知に反映されていない場合があります。その場合、改めて課税計算を行い、後日税額変更の通知を郵送します。

### 令和2年度の市民税・都民税の主な変更点

●ふるさと納税制度の見直し  
ふるさと納税制度の対象となる寄附金は、総務大臣が一定の基準に基づき指定した自治体に対する寄附金に限られます。指定を受けていない自治体に対して、令和元年6月1日以降に支出した寄附金は、ふるさと納税（特例控除）の対象外となります。また、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用も受けられません。

### 住宅ローン控除の拡充

令和元年10月～2年12月に入居した方は、控除期間を現行の

10年間から13年間へ延長することになり、3月16日以降に10%が適用される住宅の取得等の場合に限り、今回の措置で延長された控除期間（11、13年目）に所得税から控除しきれない住宅ローン控除額は、現行制度と同様に控除限度額の範囲内で、市民税・都民税の税額からも控除します。

↓課税課(内327)

## 教育

### 学校施設 長寿命化計画を策定

市内中学校施設（小学校10校・中学校5校）を計画的に修繕・更新し、安全で良好な学習環境を整備するため、学校施設長寿命化計画(\*)を策定しました。  
(\*)一般的に60年といわれている鉄筋コンクリート建築物の耐用年数を、一定の期間で改修工

### 中学校教科書展示会

令和3年度から中学校で使用する教科用図書を選択するにあたり、意見・感想をいただくため、教科用図書の見本展示会を開催します。なお、教科用図書の採択要項の設定時期から、1週間程度遅らせて実施します。  
6月19日(金)～7月9日(木)※時間は各施設の開館時間  
①教育センター（ひかりプラザ内）、②本多・もとまち・恋ヶ窪公民館※①当日直接会場へ  
②各館へ予約が必要です  
公民館電話番号 本多☎042・321・0085・もとまち☎042・325・4221・恋ヶ窪☎042・324・1926  
↓学校指導課☎042・573・4374

## 農業

### 市内農業者開設の市民農園への入園者募集

市内で新たな市民農園が開設されました。自分のペースで野菜作りができ、栽培で不安な点は農園主から助言を受けることができます。



↓経済課(内397)

市民農園で野菜作りをしませんか

名称 ファームランド コクア  
所在地 光町3-6-5  
農園主 本橋順子さん  
使用期間 6月1日(月)～令和3年1月31日(日)※以降は毎年4月1日～翌年1月31日  
区画 36区画※1区画約15㎡  
¥2万円(税込み)※令和3年度以降は3万5千円(税込み)  
申問電話で直接農園主☎042・574・7574へ

### 市認定農業者を認定



認定農業者ロゴマーク

農業に関する基本構想に照らし、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者の農業経営改善計画を認定・支援しています。この度、市内2経営体（新規認定1・再認定1）を認定農業者として認定しました。認定期間令和7年3月31日まで

### 認定農業者一覧（敬称略・順不同）

区分	町名	氏名
新規認定	東戸倉	清水幸雄・清水美智子・清水睦
再認定	西恋ヶ窪	尾崎友英

↓経済課(内397)

## 創業個別相談会

6月11日(木)

午後1時～5時※1人1時間  
場市役所第3庁舎2階会議室

創業者を考えている方、創業後5年未満の方

定4人  
¥無料

申6月2日(火)から電話で経済課へ※先着順

→経済課(内396)

## 6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受けて、地域の皆さんの人権が尊重されるように活動している民間人です。相談は無料です。相談内容の秘密は厳守します。

### 身近な人権相談（予約制）

新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため当面の間、中止しています。※再開の際は1日号2ページ「無料相談」に掲載

### 電話での人権相談

法務省では、電話での人権相談を行っています。

- みんなの人権110番（人権一般）☎(0570)003-110
- 女性の人権ホットライン（女性の人権問題）☎(0570)070-810
- 子どもの人権110番（子どもの人権問題）☎(0120)007-110
- 外国人人権相談（外国人の人権問題）☎(0570)090-911

→人権平和課☎(042)573-4378

凡例 日 日 時 場所 会場 対象 内容 講師 定員 費用 申込方法 物持ち物 問い合わせ先 HP ホームページ FAX ファクス メール 託託あり 催主催 共催 注意事項

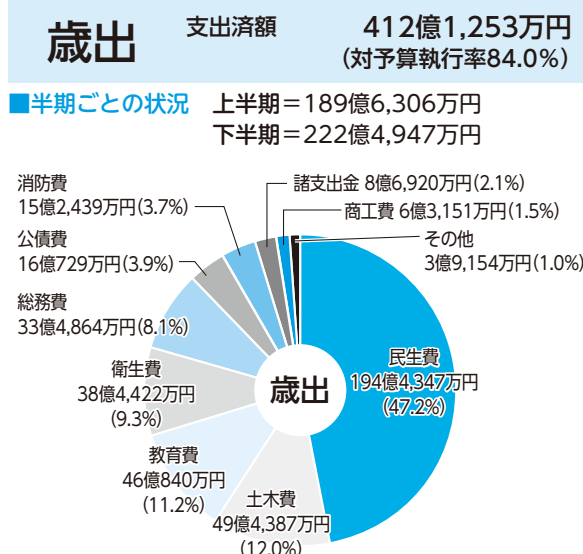
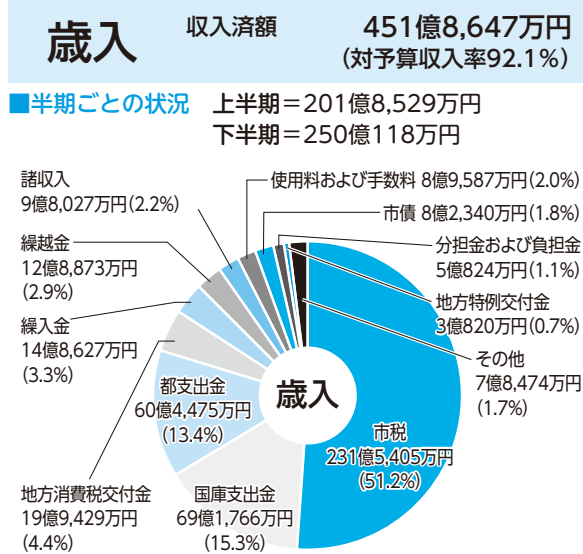


## 一般会計 歳入・歳出予算の執行状況

歳入・歳出予算現額 490億5,370万円

一般会計の歳入予算の執行状況は92.1%（前年度は93.5%）となりました。決算時には、歳入予算の執行率は、例年ほぼ100%となっています。平成31（令和元）年度も、出納整理期間中に事業完了に伴う国や都からの補助金や借入金の収入が見込まれるので、予算額どおりの決算となる見込みです。

歳出予算の執行状況は84.0%（前年度は87.8%）となりました。3月末に完了した事業費や光熱水費など月額支払いが出納整理期間で行われ、最終的には平成31（令和元）年度も例年同様97～98%程度の執行率となる見込みです。



財政状況の作成及び公表に関する条例に基づき、半期ごとに予算の執行状況や市の財産、市債残高などを公表しています。今回は平成31（令和元）年度下半期（令和元年10月1日～2年3月31日）の財政状況をお知らせします。なお、お知らせする金額などは3月31日現在のもので、決算額ではありません。平成31（令和元）年度の決算額は出納整理期間（※）終了後に確定します。4月1日～5月31日。前会計年度未だに確定した債権債務に関して所定の手続きを完了し、現金の未収未払の整理を行うための期間

↓ 財政課（内408）

# 市の財政状況をお知らせします

平成31（令和元）年度下半期（10月～3月）

## 全会計の執行状況

会計	予算現額	歳入		歳出	
		収入済額 (収入率)	支出済額 (執行率)	収入済額 (収入率)	支出済額 (執行率)
一般会計	490億5,370万円	451億8,647万円 (92.1%)	412億1,253万円 (84.0%)		
特別会計（※）	国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業	14億2,644万円	8億4,418万円 (59.2%)	7億7,399万円 (54.3%)	
	国民健康保険	110億5,509万円	97億4,728万円 (88.2%)	98億9,008万円 (89.5%)	
	介護保険	88億9,107万円	80億3,635万円 (90.4%)	77億6,409万円 (87.3%)	
	後期高齢者医療	29億1,982万円	28億1,998万円 (96.6%)	28億6,324万円 (98.1%)	
	下水道事業	26億6,800万円	24億4,669万円 (91.7%)	23億5,968万円 (88.4%)	
	全会計合計	760億1,412万円	690億8,095万円 (90.9%)	648億6,361万円 (85.3%)	

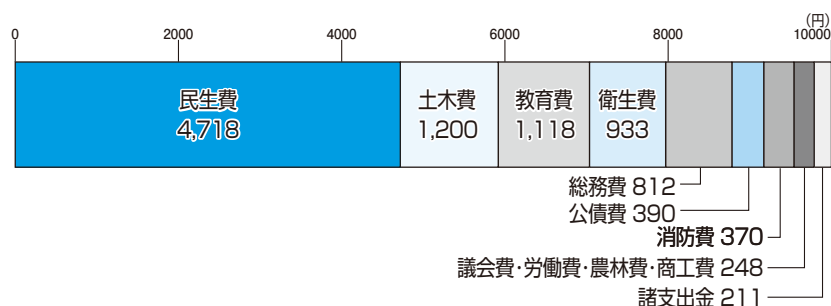
（※）特定の事業・資金など特別に必要となる場合に、一般会計から区別して歳入・歳出を別個に処理する会計（法律で特に定めるものを含む）

## 市民1人当たりの一般会計歳出の使いみち

一般会計の支出済額を使いみちごとに分類し、市の人口125,881人（令和2年4月1日現在）で除して市民1人当たりの額を算出しました。前年度に比べ、市民1人当たりの支出合計は3,189円減となりました。土木費などが増額となっている一方で、諸支出金などが減額となっています。

内容	市民1人当たりの額	前年度
福祉の充実のために（民生費）	154,459円	154,035円
道路・駅周辺整備や交通安全のために（土木費）	39,274円	29,983円
学校教育や生涯学習、文化財の保護のために（教育費）	36,609円	38,492円
健康の増進や衛生管理・ごみ処理のために（衛生費）	30,538円	30,194円
市役所の運営や市税の賦課・徴収のために（総務費）	26,602円	24,807円
市債の元金・利子償還のために（公債費）	12,768円	11,751円
火災などの災害対策のために（消防費）	12,110円	12,270円
議会運営や経済・農業振興のために（議会費・労働費・農林費・商工費）	8,128円	3,841円
特別会計への繰入金・貸付金や基金積立のために（諸支出金）	6,905円	25,209円
合計	327,393円	330,582円

## 一般会計の歳出1万円当たりの使いみち



## 市有財産の状況

平成31（令和元）年度上半期（※）からの増減（※）令和元年12月1日号4ページ参照

項目	面積/数量	増減
土地 公園や施設などの敷地	499,776.39㎡	+1,843.58㎡
建物 学校や公民館など	163,533.06㎡	+3,267.42㎡
物権 地上権	1,352.58㎡	±0㎡
出資による権利等 JR東西駅ビル開発（株）出資金など	5,790万円	±0円
物品 1件100万円以上の自動車等備品類	297点	-5点
債権 国分寺市土地開発公社貸付金など	6億9,544万円	+2,337万円
基金 財政調整基金など	112億2,573万円	-12億1,403万円

## 市債の状況

道路、公園、小・中学校、下水道などの公共施設整備のために、国や都、金融機関などから長期に借り入れて調達した資金のことを「市債（市の借金）」といいます。整備した公共施設は将来にわたって使用しますので、この費用を現在の市民だけではなく、将来の市民も負担することで、世代間の負担を公平にします。

項目	元金	利子	合計
市債の現在高	251億6,252万円	11億8,468万円	263億4,720万円
市民1人当たり（※）	約20万円	約1万円	約21万円

（※）125,881人（令和2年4月1日現在の人口）

区分	市債の現在高			内容
	元金	利子	合計	
一般会計	136億4,881万円	4億3,224万円	140億8,105万円	
総務債	4億4,133万円	791万円	4億4,924万円	西国分寺駅東地区公益施設用地取得
民生債	12億1,262万円	8,150万円	12億9,412万円	高齢者在宅サービスセンター・高齢者複合施設・保育園園舎建設、保育園大規模改修
衛生債	4億2,370万円	3,681万円	4億6,051万円	老人保健施設建設
土木債	44億9,856万円	1億1,173万円	46億1,029万円	道路・公園整備、エックス山緑地保全用地取得
消防債	7億5,891万円	1,756万円	7億7,647万円	消防団詰め所整備、消防署用地取得
教育債	32億7,894万円	1億3,947万円	34億1,841万円	小・中学校建設・改修、公民館・図書館整備
臨時財政対策債	25億2,347万円	3,466万円	25億5,813万円	一般財源の不足分に充当
減税補てん債・臨時税収補てん債	5億1,128万円	260万円	5億1,388万円	市民税等減税分・税収の補てん
特別会計	115億1,371万円	7億5,244万円	122億6,615万円	
国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業	68億4,272万円	2億5,731万円	71億3万円	国分寺駅北口再開発公共事業用地取得、国分寺駅北口再開発事業
下水道事業	46億7,099万円	4億9,513万円	51億6,612万円	公共下水道整備

## 一時借入金の状況

一時借入金はありません

特集 財政状況

市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）の受付となります。



市民の生命と健康と生活を全力で守る

市独自

# 緊急対策事業

市民の皆さんの生命・健康・生活を全力で守るため、緊急対策事業として市独自の支援策を実施します。

今後も、国・都の動向、市民生活の変化などを見極めながら、事業の追加など必要な検討を行います。

※【実施中】【実施準備中】の記載がない事業は令和2年国分寺市議会第2回定例会に提案し、議決後に実施します

## 子育て世帯などに向けた主な取り組み

### ひとり親世帯への臨時特別給付金

ひとり親家庭の児童育成手当（育成手当）受給者に対し、1人当たり30,000円を給付します。申請は不要です。

対象者については別途お知らせします。

→子ども子育てサービス課(内378)

### 出産・育児支援給付金

出産及び子育て支援のため、国の特別定額給付金対象基準日の翌日の4月28日から緊急事態宣言が解除されるまでの間にお子さんが生まれた市内在住の世帯に対し、「出産・育児支援給付金」として1人当たり50,000円を給付します。

→健康推進課 ☎(042)321-1801

### 感染予防対策に係る育児パッケージ配布事業

妊婦の新型コロナウイルス感染を防ぐため、保健師などの専門職による面接などを実施した妊婦さんに衛生用品などの購入に使用できる「ギフトカード」（10,000円）を配布します。

→健康推進課 ☎(042)321-1801

## 事業者などに向けた主な取り組み

実施中

### 認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症により、臨時休園等をした場合において、利用者負担額を軽減した認証保育所を支援します。

→子ども子育て事業課(内465)

### 介護保険・障害福祉等サービス事業者感染症予防物品支援事業

感染症対策をとり事業継続することが求められている介護保険・障害福祉等サービス事業者に対して、感染症予防物品の支援を行います。

1事業者につき、マスク200枚、速乾性手指消毒剤2本を無償で支給します。

→健康推進課 ☎(042)321-1801

### 小口事業新型コロナウイルス感染症対策資金融資制度の受付期間を9月30日(水)まで延長

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることを受け、事業活動に影響を受けている多くの事業者に対し、事業の継続や経営の安定化を支援するため、受付期間を9月30日(水)まで延長しました。詳しくは、お問い合わせください。

→経済課(内396)

## 国の制度（特別定額給付金は1面）

実施準備中

### 子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当（本則給付）を受給する世帯に対して給付されます。申請は不要です。給付は6月下旬頃を予定しています。

→子ども子育てサービス課(内378)

## 人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した方やその家族、治療にあたった医療機関とその関係者、外国人の方などに対する誹謗中傷や根拠のない書き込みがSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などで広がっています。

不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷などはあってはなりません。

不確かな情報に惑わされて人権侵害につながるようなことがないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

## ふるさと納税で医療関係従事者の皆さんを応援しませんか

新型コロナウイルス感染症から市民の生命と健康を守る最前線の現場に立ち奮闘している医療関係従事者の皆さんに感謝し応援するため、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業を新たなふるさと納税の使い道に追加しました。

※寄附金申込書またはふるさとチョイスHP <https://www.furusato-tax.jp/city/info/13214>で

※お礼の品の提供はありません

※応募方法など詳しくは市HPまたは電話で市新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクトチームへお問い合わせください

→市新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクトチーム(内212)

### 親子ひろば 電話相談など (6月15日までの情報)

休止中の親子ひろばでは電話・HPを利用して活動を行っています。ぜひご活用ください

※プレママ・プレパパ、主に0歳～3歳の子どもと保護者

#### 西部地区拠点親子ひろば 「ぶんちっちひろば」

問 子ども家庭支援センターぶんちっち ☎(042)572-8138

助産師相談  
☑ 火曜日 10時～12時

ツイッターやっています (右QRコード参照)



#### 東部地区拠点親子ひろば 「BOUKENたまご」

問 認定NPO法人冒険遊び場の会 ☎(042)312-0414

カウンセラー相談  
☑ 月・水曜日 10時～16時  
管理栄養士による子どもの栄養相談  
☑ 金曜日 10時～16時

助産師相談  
☑ 木曜日 10時～15時

インスタグラムを開設しました (右QRコード参照)



#### 市民室内プール親子ひろば 「コアラッコ」

問 コアラッコ・親子ひろば サポート国分寺 ☎(070)4133-4770

親子ひろばスタッフとお話ししよう

☑ 2日(火)・4日(木)  
8日(月)・9日(火)  
11日(木)・13日(土)  
15日(月)  
13時～15時

LINE開設しました(右QRコード参照)



凡例 日 日時 会場 対象 内容 講師 定員 費用 申込方法 持ち物 問い合わせ先 HP ホームページ FAX ファクス メール 託児あり 主催 共催 注意事項



## 支払い猶予等の制度

## 納税が難しい方はご相談ください

## 地方税

新型コロナウイルス感染症に納税者（家族も含む）が感染した場合や感染症の影響で、地方税を一時的に納付することができない場合は、猶予制度があります。詳しくはお問い合わせください。

→納税課(内510)

## 国税

国税の納税猶予に関しては、国税庁HPをご覧くださいか、お電話ください。

☎国税局猶予相談センター☎(0120)948-271 [月～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時]

## 水道料金・下水道使用料の猶予

一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難な方へ、最長4か月支払いを猶予する制度があります。申請方法など詳しくは水道局HPをご覧くださいか、お電話ください。

☎都水道局多摩お客さまセンター☎(0570)091-101

※ナビダイヤルを利用できない場合は☎(042)548-5110

## 国分寺市国民健康保険・介護保険加入者向け

## 国民健康保険税・介護保険料の減免

→保険年金課(内314)／高齢福祉課☎(042)321-1301

☎新型コロナウイルス感染症の影響で次の(1)(2)いずれかに該当する

(1)主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った国民健康保険は世帯、介護保険は第1号被保険者

(2)主たる生計維持者の事業・不動産・山林・給与収入(事業収入等)の減少が見込まれ、国民健康保険は次の①～③に該当する世帯、介護保険は次の①③に該当する第1号被保険者①事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である②前年の合計所得金額が1,000万円以下である③減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

減免の対象となる保険税(料)令和元・2年度分の国民健康保険税・介護保険料で、2月～令和3年3月に納期限が設定されているもの※令和2年度分は、7月発送予定の納税(決定)通知書が届き次第申請してください

☎詳しくは電話で国民健康保険は保険年金課・介護保険は高齢福祉課へ

## 後期高齢者医療制度の被保険者の方へ

電話で保険年金課(内319)へご相談ください

## 国民年金第1号被保険者向け

## 国民年金保険料の免除

→保険年金課(内549)

☎国民年金第1号被保険者で、2月以降いずれかの月の所得が減少し、平成30年中の所得より本年の所得が少なくなることが見込まれる方

☎①国民年金保険料免除納付猶予申請書②簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)※2月以降所得が減少していることが分かる書類(給与明細など)を基に記入してください③本人確認書類(顔写真付きの証明書)④年金手帳をお持ちのうえ、郵送または直接〒185-8501保険年金課(市役所第1庁舎)または〒190-8580立川市錦町2-12-10日本年金機構立川年金事務所へ※郵送の場合③④は写しを添付してください

☎申請書・申立書保険年金課で※市HPからダウンロード可

☎立川年金事務所☎(042)523-0352

☎注②記入時に使用した書類は2年間保管してください(申請時添付不要)。日本年金機構で審査後、結果を郵送します

## その他

## 国分寺市国民健康保険加入者向け

## 傷病手当金の支給

→保険年金課(内547)

☎国分寺市国民健康保険に加入していて次の①～③すべてに該当する方(個人事業主は除く)

①勤務先から給与の支給を受けている②新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染の疑いがあるため就労できなかった期間がある③給与の全額または一部が支給されない

☎支給期間就労することができなくなった日から起算して3日を経過した日(4日目)から就労することができない期間

☎適用期間1月1日～9月30日(水)※入院が継続する場合などは最長1年6か月まで

☎支給額(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象の日数※給与などの全部または一部を受け取ることができる場合は支給額を調整。一日当たりの支給額に上限あり

☎詳しくは電話で保険年金課へ※事業主の証明等が必要

## 後期高齢者医療制度の被保険者の方へ

電話で保険年金課(内319)へご相談ください。

## 新型コロナウイルス感染症を踏まえた難病医療費助成制度の受給者証等の有効期間を延長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受給者証等の有効期間の満了日を自動で1年延長します。新しい受給者証等は、6月下旬以降に有効期間が終了している方から順に郵送します。新しい受給者証が届くまでは、現在お持ちの受給者証を使用してください。

☎指定難病の認定患者のうち、受給者証の有効期間が3月1日～令和3年2月28日(日)に満了する方

☎都単独疾病の認定患者のうち、マル都医療券の有効期間が7月31日(金)に満了する方

☎注受給者証等の更新手続きは不要です。詳しくは都HP<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/nanbyo/portal/seido/stopcovid19encho.html>(右記QRコードからアクセス可)をご覧くださいかお問い合わせください



→障害福祉課(内202)

## 公共施設の再開に向けて準備を進めています

休業・休館している市内公共施設の再開に向け、各施設ごとに各種団体が示している業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、実施する事業のリスク評価と感染症対策の検証・検討を行っています。皆さんが安全に、安心して利用できるよう、準備を進めていますので、しばらくお待ちください。

☎注施設ごとに段階的に再開します。再開の時期や利用時の注意事項など詳しくは市HPまたは各施設へお問い合わせください

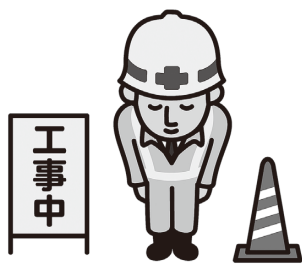






# 令和2年度 道路工事予定

傷んだ道路を直す工事などを下表のとおり予定しています。周辺にお住いの方や通行する方にはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



工事箇所	路線名(愛称名)	延長	施工時期
東戸倉二丁目10番地先～東戸倉二丁目25番地先	市道北34号線	約450m	工事中～11月頃
日吉町二丁目5番地先～日吉町三丁目26番地先	市道中3号線	約340m	工事中～9月頃
戸倉一丁目26番地先～戸倉四丁目35番地先	市道北2号線	約480m	
西町四丁目18番地先～西町三丁目32番地先(西町三丁目交差点)	市道幹14号線(高木通り) 市道幹18号線(弁天通り)	約170m	6月～11月頃
本多五丁目6番先～本多五丁目25番先ほか	市道東57号線ほか	約490m	6月～12月頃
泉町三丁目26番先～泉町三丁目33番先	市道南263号線ほか	約250m	8月～令和3年2月頃
光町二丁目1番地先～光町一丁目50番地先	市道西3号線	約530m	
南町三丁目1番先～南町三丁目9番先	市道南101号線	約170m	

→建設事業課(内369)

# 6月4日～10日は 歯と口の健康週間

新型コロナウイルス感染症対策で、歯科受診が難しい状況が続いています。虫歯を作らない食生活を心がけ、いつもより丁寧に歯磨きをしましょう。



→健康推進課☎(042)321-1801

歯と口の健康週間

暮らし

道路工事予定

## 暮らし

### 6月は浸水対策強化月間

浸水を防ぐため、道路に雨水がたまるや側溝にごみを捨てたり、物を置かないでください。また、浸水に備えて東京アメッシュ <https://tokyo-amejwa.or.jp/> の降雨情報を活用ください。 ↓下水道課(内438)

# 6月は環境月間 6月5日は環境の日

→まちづくり計画課(内356)

環境の保全やエコライフを、考えてみませんか。

- 家の敷地内に緑を増やしましょう(緑地の保全)
- 地元で生産された農畜産物を購入しましょう(農地の保全・地産地消)
- 合成洗剤・除草剤などの使用を控えましょう(化学物質の排出削減)

- ごみの分け方・出し方のルールを守りましょう(ごみの減量化の推進)
- 電気・ガス・水道の使用量を把握し、節電・節ガス・節水に努めましょう(省資源・省エネルギーの促進)

## ペットボトルの戸別収集を始めます

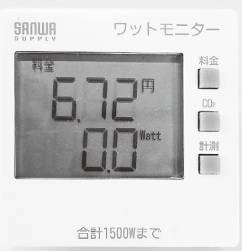
7月からペットボトルの収集方法を、拠点収集から隔週1回の戸別収集に変更します。詳しくは、6月15日号市報と同時配布のペットボトル収集日のカレンダーをご覧ください。 ↓環境対策課☎042-300-5300



市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。

## 夏の省エネに挑戦しませんか

# 夏期環境家計簿モニター募集



環境家計簿は、家庭での電気・ガスの使用量を記録し、温室効果ガス(二酸化炭素排出量換算)を把握することで、省エネ意識の向上を目的として、温室効果ガス削減につなげる取り組みです。昨年度はモニター41世帯参加のうち28世帯が、前年より二酸化炭素排出量の削減ができました。

参加者には、省エネの取り組み方法やアイデアをまとめた「モニターさんの声」や二酸化炭素排出量の増減・参加者の順位などを示した集計結果を全員に郵送します。電気製品の消費電力を簡易測定するワットモニターの無料貸し出しも行っています。

対市内在住の世帯

申6月1日(月)～7月17日(金)に、電話・✉machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jpでまちづくり計画課へ※事前登録が必要

### モニター手順

- ①月1回、電気・ガスの使用量を記録  
電気・ガスの使用量のお知らせを見て記録
- ②電気・ガスから排出される二酸化炭素排出量を計算  
電気・ガスの使用量に二酸化炭素排出係数を掛けます(例)電気使用量(7月分)300kw×二酸化炭素排出係数0.38=114(kg-CO<sub>2</sub>)
- ③環境家計簿を提出  
7月～9月の家庭での電気・ガスの使用量を報告してください。また省エネへの取り組み状況やアイデアなどもお聞かせください

→まちづくり計画課(内356)

# 家庭ごみ指定収集袋(外装袋)の広告を募集

家庭ごみ指定収集袋の外装袋裏面に掲載する広告を募集します。

掲載要件 次のいずれにも該当しないもの

- 法令に違反するもの
- 公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあるもの
- 政治活動や宗教活動に関するもの
- 個人・団体等の意見広告に関するもの
- 風俗営業等の規制・業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの
- 誇大・不当表示その他表現方法等が不適当なもの
- 人権侵害・信用き損、業務妨害等を引き起こすおそれがあるもの
- 各業界の自主規準に定める表示事項を適切に表示していないもの
- 暴力団排除条例第2条第1項第1号・3号に関するもの
- その他市長が適当でないと認めるもの

### 広告掲載枠の位置

家庭ごみ指定収集袋の外装袋裏面1枠

申6月1日(月)～12日(金)に電話または直接環境対策課(清掃センター内)へ

### 広告の規格・枚数・掲載料

品名	規格		枚数(枚)	掲載料(円)
	容量(ℓ)	広告寸法(mm)		
もやせるごみ用	3	200×175	24,000	36,000
	5	190×200	37,500	56,250
	10	135×140	45,000	90,000
	20	170×185	45,000	112,500
もやせないごみ用	40	205×245	33,000	99,000
	5	190×200	7,500	11,250
	20	170×185	12,000	30,000
	40	205×245	10,500	31,500

→環境対策課☎(042)300-5300





# まちづくり条例の見直しの方向性(案)に関する意見募集

→まちづくり推進課(内459)

社会情勢の変化やまちづくりの進展などを踏まえ、まちづくり条例の見直しを行っています。市民懇談会、団体等へのヒアリングなどを踏まえ、この度まちづくり条例の見直しの方向性(案)をまとめました。今後の条例改正に向け、主な開発事業の整備基準に関して市民の皆さんから意見を募集します。

**公開期間**6月1日(月)~30日(火)

**公開場所**まちづくり推進課(市役所第2庁舎)・市HP

**提出方法**公開期間内に、意見・住所・氏名・連絡先を明記し、郵送(消印有効)・FAX(042)324-0160・✉machisuishin@city.kokubunji.tokyo.jpまたは直接〒185-8501まちづくり推進課へ  
※希望者には方向性(案)(主な見直し項目)を郵送

## 方向性(案)の主な内容(見直し検討項目から抜粋)

### ●公開空地(歩道状空地)

歩行空間の創出・拡充を図るため、共同住宅や店舗等を建築する場合の公開空地の設置対象規模を見直します。

公開空地の設置対象となる開発区域面積		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>開発区域</b>          公開空地          道路       </div>
現行	見直し案	
1,000㎡以上	500㎡以上	

### ●公園の金銭代替

近隣に同規模以上の公園があるなどの条件を満たす場合、新たな公園の整備を金銭の提供に代えることができる規定を設けます。ただし、都市計画法に基づく開発行為を除きます。

### ●新設道路の整備基準

災害時の消防活動や避難経路の確保などに有効な通り抜け道路や延長35m以下の行き止まり道路の転回広場を整備しやすくするため、道路幅員の整備基準を見直します。

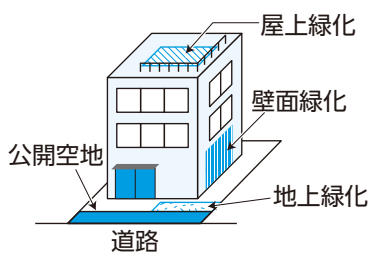
道路の形態		現行	見直し案
行き止まり	延長35m以下	幅員5m以上	①幅員5m以上 または ②幅員4.5m以上+転回広場
通り抜け	延長60m超~120m以下	幅員5.5m以上	幅員5m以上

### ●緑と水のまちづくり協力金

条例制定以降の緑と水に関する公共事業費を含めてこれまでの、1世帯あたりの公費負担額を算出し、単価を見直します。

### ●敷地内の緑地等

商業地域では、中高層建築物が多く、緑地の配置や生育環境が厳しいことに加え、歩行空間の拡充が必要なことから、緑地と公開空地の割合を組み合わせることができる緑化・空地率を適用し、数値基準を見直します。



$$\text{緑化率} = \frac{\text{地上緑化面積} + \text{敷地面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$$

$$\text{緑化・空地率} = \frac{\text{地上緑化} + \text{屋上緑化} + \text{壁面緑化} + \text{公開空地}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$$

開発区域面積	現行		見直し案	
	緑化・空地率	緑化率	緑化・空地率	緑化率
1,000㎡未満	15%以上	12%以上	9%以上	
1,000㎡以上 3,000㎡未満	20%以上	15%以上	14%以上	4%以上
3,000㎡以上	19%以上	12%以上	13%以上	4%以上

### ●国分寺崖線区域内の開発事業の対象

市内の第1種低層住居専用地域は建築物の高さの限度を10mと都市計画で定めているため、共同住宅等の開発事業(墓地等を除く)も、国分寺崖線区域内で当該地域に該当する場合は戸建住宅や宅地分譲と同様に、開発区域面積500㎡以上から開発事業の手続き対象に見直します。

現行	見直し案
開発区域面積300㎡以上	開発区域面積500㎡以上

### ●自動車駐車場

カーシェアリングの普及や若者の車離れ、駅に近いなどの地域特性を踏まえ、商業地域または近隣商業地域で共同住宅を建築する場合の駐車場の必要台数を見直します。

建築物の用途	現行	見直し案
ワンルーム建築物	戸数×6分の1以上	駐車施設計画書をもとに市長が定めた台数
ワンルーム建築物以外	戸数×10分の3以上	

### ●防災倉庫

近年多発している自然災害等に備え、設置の対象範囲を見直します。

事業目的	現行	見直し案
共同住宅等	50戸以上	50戸以上
一戸建て	50区画以上	30区画以上
福祉施設等		50室以上

### ●敷地面積の最低限度

将来の人口減少、少子高齢化の進展、市内の建築行為の実態等を考慮し、建築物の敷地面積の最低限度を見直します。

区域	開発区域面積 5,000㎡未満		開発区域面積 5,000㎡以上	
	現行	見直し案	現行	見直し案
第1種低層住居専用地域	125㎡	120㎡	135㎡	125㎡
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準工業地域	125㎡ (120㎡)	115㎡ (110㎡)	135㎡	120㎡
近隣商業地域	115㎡ (110㎡)	110㎡ (105㎡)	125㎡	115㎡

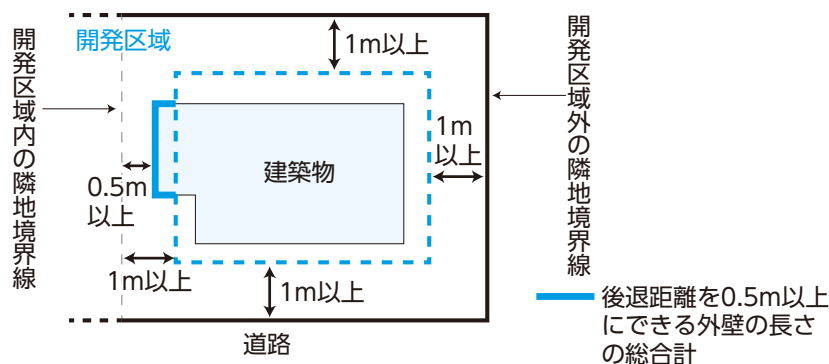
※カッコ内の数値は開発区域面積1,000㎡未満の場合

### ●外壁の後退距離

災害時の避難経路、採光や通風に配慮し、住宅以外の建築物に対しても、1mの外壁の後退距離を適用します。一方で、敷地形状や設計の自由度を考慮し、外壁の後退距離を0.5mまで緩和する基準を見直します。

後退距離を0.5m以上にできる外壁の長さの総合計

現行	見直し案
3m以内	10m以内 ※開発区域外に隣接する部分を除く



※詳しくは市HPをご覧ください



学ぶ楽しむ 参加する

ともしび工房バザー夏物衣類セール
6月18日(木)午前11時～午後1時
ともしび工房(西恋ヶ窪4-10-2)清掃センター隣

ソフトテニス シニア講習会
6月20日・7月11日・8月8日(土)午後1時～5時
場戸倉第一テニスコート

き(必着)で〒185-0035西町3-12-45飯塚三郎物テニスシューズ※ラケットの貸し出しあり
6月7日(日)～13日(土)は危険物安全週間

しの中で使用される身近な危険物です。取り扱う際は、○火の気のない場所で使用・保管しましょう○給油の際は発電機などの機器を停止しましょう○携行缶は試験基準に合格したものを使用しましょう。
→国分寺消防署(042)323-0119

会員募集

○「市民掲示板」「会員募集」の各サークルの活動・掲載内容の確認、トラブルの解決は当事者間でお願いします
○見学・無料体験ができます(日時・会場は施設の予約が取れない場合があるため、目安になります)

Table with 7 columns: サークル名, 日時, 会場, 入会金, 会費, 問い合わせ, 備考. Includes groups like 長野県人会 and シェイプの友.

○「市民掲示板」「会員募集」の掲載申し込み用紙は市政戦略室広報担当(内409)で配布。市HPからダウンロード可。掲載申し込み締め切りは掲載希望号の1か月前です
○「会員募集」の掲載は、原則、公民館を除く市内の公的・公共会場のものに限ります

6月・7月の保健事業(成人・母子)

場いずみ保健センター(6～7か月児・9～10か月児健診を除く)
要申は、電話で申し込み
→健康推進課(042)321-1801

Main table of health services with columns: 対象, 事業名, 日時. Includes items like 3～4か月児健康診査, 個別栄養相談, 妊婦歯科健診, etc.

ペアレント・トレーニングは、親と子がよりよいコミュニケーションを育むためのコツ
7月4日(土)午前9時30分～正午
光公民館

キラッと子育てペアレント・トレーニングで学ぶ
7月26日(日)午後2時～(開場11時30分)いずみホール

必要なのはカルシウムだけじゃない
6月25日(木)午後2時～3時15分
いずみプラザ

栄養講座
必要なのはカルシウムだけじゃない
6月25日(木)午後2時～3時15分
いずみプラザ

若きピアノリストたちによる記念コンサートです。
出演(同コンクール受賞者)岡部那由多さん(グランプリ)・秋川風雅さん(中学生部門金賞)・原田野歩さん(小学校高学年(5・6年生)部門金賞)

いずみホール主催事業
第2回国分寺みらい音楽コンクール
受賞者記念コンサート
7月26日(日)午後2時～(開場11時30分)いずみホール

市民体育大会
ソフトテニス競技(中学生の部)参加者募集
7月5日(日)※予備日12日(日)
場戸倉第一・二テニスコート

ゲスト演奏樋口一朗さん・樽谷公平さん(定50人¥500円(全席自由)※中学生以下無料(要チケット)・未就学児入場不可
6月2日(火)午前10時から同ホール窓口または午後1時から電話で(翌日以降は午前9時から受け付け)※先着順。窓口での受け付けが優先同ホール(042)323-1491
↓文化振興課(042)313-8182

お子さんに関わる悩みや子育てに関する心配、不安などの相談
養育困難や児童虐待の相談もできます。まずは、お電話ください
子ども家庭支援センターぶんちっち
(042)572-8138

発達に関する悩みや心配ごとの相談
こどもの発達センターつくしんぼ
(042)325-0070

困ったことがあったら電話してね
子ども専用相談電話
(0800)800-9033

困ったことがあったら電話してね
子ども専用相談電話
(0800)800-9033

新型コロナウイルス感染症対策のため次の症状がある方は、まず医療機関に電話でご相談ください。
●発熱や咳などの風邪の症状
●強いだるさや息苦しさ

診療対象は急病患者に限ります。往診は行えません。また当日、各医療機関では急病患者対応のため、電話での場所案内は行えません。暮らしのガイドの「医療機関一覧」または市HPでご確認ください。なお、薬を処方された場合は、処方する薬局をその医療機関へお問い合わせください。

○健康保険証・後期高齢者医療証などをお持ちください○診療科目に小児科を含んでいない場合、小児の診察ができないことがあります○テレフォンサービス(042)322-7700(自動音声案内)
小児救急(24時間) 東京都立小児総合医療センター(府中市武蔵台2-8-29) (042)300-5111

Table of medical facilities for June 7th, including 田野入内科クリニック, みたにアイクリニック, 日吉町薬局, etc.

Table of medical facilities for June 14th, including 奥山内科クリニック, うどの整形外科, 浅野薬局西国店, etc.

24時間いつでも利用できます。急な病気やけがの場合にご活用ください
東京都医療機関案内サービス「ひまわり」
HP https://www.himawari.metro.tokyo.jp/
QRコードからもアクセス可
(03)5272-0303 FAX (03)5285-8080(聴覚障害者向け専用)
国分寺消防署 (042)323-0119
東京消防庁救急相談センター #7119
ダイヤル回線の方は(042)521-2323
東京都子ども医療ガイド
HP https://www.guide.metro.tokyo.lg.jp/
QRコードからもアクセス可

学ぶ楽しむ参加する

イベント

健康

休日急病診療

市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。